

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、耐用年数は以下のとおりです。
物品 4年～6年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当広域連合における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっ
ています。）
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
- ② 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額に
ついて、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています

(4) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4に規定する歳計現金及び歳入歳出外現金を範囲としています。
なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 繰越事業に係る将来の支出予定額 該当する事象はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 減価償却累計額

物品 7百万円

② 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当する事象はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 $\Delta 30$ 万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	3,548 百万円	3,532 百万円
資金収支計算書	22,254 百万円	22,325 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（介護保険事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	△ 1 0 3 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	－
未収債権、未払債務等の増加	△ 2 1 1 百万円
減価償却費	8 8 百万円
賞与等引当金繰入額	1 6 百万円
退職手当等引当金繰入額	－
徴収不能引当金繰入額	2 1 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△ 1 8 9 百万円</u>

④ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

該当する事象はありません。